

## 平成二十四年総務省・法務省令第一号

住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び  
出入国管理及び難民認定法施行令第二十四  
条第三項に規定する通知の方法を定める  
省令

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二  
百九十二号）第三十条の三十一並びに出入国管理  
及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八  
号）第六条第三項及び出入国管理及び難民認定法  
及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離  
脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を  
改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及  
び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四  
百二十一号）第二十一条第二項の規定に基づき、  
住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入  
国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規  
定する通知の方法を定める省令を次のように定め  
る。

（住民基本台帳法施行令第三十条の二十に規定  
する通知の方法）

**第一条** 住民基本台帳法施行令第三十条の二十に  
規定する総務省令・法務省令で定める方法は、  
次のいずれかの方法とする。

一 出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計  
算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の操  
作により電気通信回線を通じて出入国在留管  
理庁長官が市町村長（特別区にあつては、区  
長。次条において同じ。）に使用させる電子  
計算機に送信する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒  
体をいう。次条において同じ。）又は書面を  
送付する方法（電気通信回線の故障その他の  
事由により前号の方法によることができな  
い場合に限り。）

2 前項第一号に規定する電気通信回線を通じた  
送信の方法に関する技術的基準については、総  
務大臣及び出入国在留管理庁長官が定める。

（出入国管理及び難民認定法施行令第二十四条  
第三項に規定する通知の方法）

**第二条** 出入国管理及び難民認定法施行令第二十  
四条第三項に規定する総務省令・法務省令で定  
める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 出入国在留管理庁長官が市町村長に使用さ  
せる電子計算機の操作により電気通信回線  
を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電  
子計算機に送信する方法

二 電磁的記録媒体又は書面を送付する方法  
（電気通信回線の故障その他の事由により前  
号の方法によることができないうちに限り。）

2

前項第一号に規定する電気通信回線を通じた  
送信の方法に関する技術的基準については、総  
務大臣及び出入国在留管理庁長官が定める。

**附則**

この省令は、平成二十四年七月九日から施行  
する。

**附則**（平成二十七年二月二五日総務  
省・法務省令第二号）

この省令は、行政手続における特定の個人を  
識別するための番号の利用等に関する法律（平  
成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号  
に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一  
日）から施行する。

**附則**（平成三十一年三月一五日総務省・  
法務省令第一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行  
する。

**附則**（令和元年五月一五日総務省・法  
務省令第一号）

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部  
を改正する政令（平成三十一年政令第五百十二  
号）の施行の日（令和元年十一月五日）から施  
行する。

**附則**（令和六年五月三〇日総務省・法  
務省令第二号）

この省令は、令和六年六月十日から施行す  
る。